

令和6年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

5

(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型
通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

〔 目 次 〕

① 運営指導での指摘事項はどのようなものがあるか？.....	1
② 生活相談員の配置について.....	7
③ 通所介護費等における所要時間の取扱いについて.....	9
④ サービス担当者会議開催時の留意事項について.....	11
⑤ 開催が必要な委員会及び研修等における留意事項について.....	13
⑥ 入浴介助加算に係る研修について.....	15
⑦ 建築指導課よりお知らせ.....	16

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

① 運営指導での指摘事項はどのようなものがあるか？

令和5・6年度に行った運営指導での指摘のあった事項のうち、主なものを
 下表に示しました。

	運営指導時の状況	指導内容
【重要事項説明書】	重要事項説明書の内容について、以下のとおり不十分な箇所がある。	利用者に対する説明責任として、重要事項説明書について以下のとおり不十分な箇所を訂正すること。
	①従業員の勤務体制（常勤・非常勤の別）について記載がない。	①人員基準で定める全ての従業員の常勤・非常勤の別について追記すること。
	②通常の事業の実施地域について、実態と異なっている。	②実態に即した記載内容となるように訂正すること。
	③利用料金について、令和3年度以前の介護報酬になっている。	③利用料金について、令和6年度に改定されたものに差替えること。
	④料金表に、送迎を行わない場合の減算に係る記載がない。	④貴事業所の利用にあたり想定されうる加算、減算については、過不足なく記載すること。
	⑤別紙の利用料金表中の時間延長サービス体制について、現在の貴事業所のサービス提供時間では算定できないにもかかわらず、当該加算にかかる記載がある。	⑤貴事業所の現在の運営体制で算定できない加算は削除するか、又は、サービス提供時間の見直し等により当該加算の算定要件に沿う体制を整えること。
	⑥運営規程の概要の一部（サービス利用に当たっての留意事項及びその他運営に関する重要事項）について記載がなかった。	⑥運営規程の概要の一部（サービス利用に当たっての留意事項及びその他運営に関する重要事項）について記載すること。
	⑦提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無に関する記載がない。	⑦提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無について記載すること。
⑧文書により利用者へ説明し、同意の上で交付しているとのことであったが、同意の上で交付したことが書面で確認できない。	⑧「説明し、同意の上で交付を受けました」等の文言を記載し、利用者へ説明し同意を得て交付したことが書面にて確認できるよう様式を調製すること。	

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導時の状況	指導内容
【運営規程】	<p>運営規程の内容について、不十分な箇所がある。</p> <p>①利用料の負担割合について、1割又は2割の記載はあるが、一定以上所得者の場合は3割となる旨の記載がない。</p> <p>②キャンセル料を徴収しているとのことであったが、運営規程には記載がなかった。</p> <p>③その他の費用の額(レクリエーション材料費)について、記載がない。</p> <p>④虐待の防止のための措置に関する事項について記載がなかった。</p>	<p>利用者に対する説明責任として、以下のとおり不十分な箇所を訂正すること。 なお、運営規程に変更が生じた日から10日以内に届け出ること。</p> <p>①負担割合について、一定以上所得者の場合は3割となる旨を追記すること。</p> <p>②キャンセル料について追記すること。</p> <p>③その他の費用の額(レクリエーション材料費)について、徴収するのであれば記載すること。</p> <p>④虐待の防止のための措置に関する事項について追記すること。</p>
【運営】	<p>【具体的取扱方針】</p> <p>・緊急やむを得ない場合に身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。)を行う場合に記録すべき様式を定めていなかった。</p> <p>なお、聴き取りによると、これまで身体的拘束等を行う様な事例はなかった、とのこと。</p>	<p>・身体的拘束については、当該利用者の状況から切迫性、一時性、非代替性(緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の三要件)を検討した結果、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ず実施するものであることを踏まえ、以下のとおり不十分な点を改善すること。</p> <p>緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>また、「緊急やむを得ない場合」に該当するか否かについては、身体的拘束等の実施中は常に観察及び再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除しなければならない。</p> <p>よって、経過観察の記録等においては、身体的拘束等を実施する都度、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況だけでなく、緊急やむを得ない理由についても、可能な限り詳細に記録できるよう様式を定めること。</p>

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導時の状況	指導内容
【運営】	<p>【掲示】 ・事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況について掲示していない。</p>	<p>・事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況について掲示すること。</p> <p>なお、重要事項説明書には運営規程の概要等掲示しなければならない項目が全て含まれるため、重要事項説明書を掲示する場合は、運営規程の概要等の掲示を省略しても差し支えない。</p>
	<p>【通所介護計画】 ①区分変更申請により、暫定的な居宅サービス計画をもとに地域密着型通所介護計画が作成されていた利用者について、介護度が確定した後に作成された居宅サービス計画に沿った地域密着型通所介護計画が作成されていなかった。</p>	<p>①要介護状態区分が決定し、居宅サービス計画が作成された場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って地域密着型通所介護計画を作成すること。</p>
	<p>②計画期間を終了した利用者については、サービスの実施状況の記録や評価を行い、利用者又は家族に説明しているとのことであったが、利用者又は家族に説明したことが書面にて確認できない。</p>	<p>②計画の目標及び内容については、計画期間終了時等には、その実施状況の記録や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。</p> <p>また、評価の内容、説明を行った日付及び説明者について記録すること。</p>
	<p>③居宅サービス計画には貴事業所が行うサービス内容として入浴が位置づけられているが、貴事業所が作成している通所介護計画には入浴が位置づけられていない事例があった。</p> <p>なお、実際は居宅サービス計画に基づき入浴のサービスを行っていた。</p>	<p>③通所介護計画の内容は居宅サービス計画の内容と整合性を図ること。</p> <p>なお、通所介護は、通所介護計画に基づいて提供すること。</p>
	<p>【勤務体制の確保等】 ①複数の職種を兼務している従業者について、それぞれの職務に従事した時間が確認できない。</p> <p>なお、聴取によると個別機能訓練加算等を算定していないため分けていないとのこと。</p>	<p>①人員基準を満たした人員配置が行われていることは確認できたが、サービス提供日ごとに各職種に専従した従業者及び職種ごとの所定の勤務時間数が確保されていることが確認できるよう、様式を調製すること。</p>
	<p>②職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じていなかった。</p>	<p>②性的な言動又は優越的な関係を背景とした業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動などにより、就業環境が害されることを防止するための窓口の設置や方針を明確化するなど、必要な措置を講じること。</p>

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

運営指導時の状況	指導内容
<p>【業務継続計画の策定等】 ・災害に係る業務継続計画について、平常時の対応の記載がなかった。</p>	<p>・実態に応じて、業務継続計画について以下の項目等を記載すること。 a. 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b. 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c. 他施設及び地域との連携</p>
<p>【衛生管理等】 ①感染症の予防及びまん延防止のための指針の作成はあったが、内容が不十分であった。</p>	<p>①事業所の運営状況に即した平常時の対応及び発生時の対応を規定した指針を整備すること。 また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと。</p>
<p>②感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会について、開催されていなかった。</p>	<p>②感染対策委員会をおおむね6月に1回開催すること。 なお、委員会を開催したことが確認できるよう、議事録等で記録を残すこと。</p>
<p>【事故発生時の対応】 ・市に報告が必要な事故が発生していたにも関わらず、報告がされていない事例があった。</p>	<p>・速やかに事故報告書を提出すること。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は速やかに事故報告書を提出すること。 なお、今後、市に報告が必要な事故が発生した場合は速やかに報告を行うよう、再発防止に努めること。</p>
<p>【虐待の防止】 ①虐待の防止のための指針について作成はあったが内容が不十分であった。</p>	<p>①虐待の防止のための指針に下記項目を追記すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 2. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 3. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 4. 成年後見制度の利用支援に関する事項 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導時の状況	指導内容
【運営】	②虐待の防止のための対策を検討する委員会について、月末に開催される会議内で定期的に行っているとのことであったが、議事録等がなく、開催したことが書面で確認できなかった。	②委員会を開催したことが確認できるよう、議事録等で記録を残すこと。
	<p>【地域との連携等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染予防・まん延防止のための運営推進会議の開催義務の臨時的免除の取扱いが終了した令和5年5月以降、令和6年9月まで、一度も運営推進会議を開催したことがなかった。 ・聴取によると、開催の予定は立てていたものの、感染症のまん延等で中止していたとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図るため、運営推進会議を開催すること。 ・なお、当該会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成され、おおむね6月に1回以上の開催とすること。
【報酬】	<p>【基本報酬の算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時間外の時間を、所要時間に含めて基本報酬を算定している事例があった。 ・聴取によると、利用者家族の都合により、サービス提供開始時間よりも早く利用者が事業所へ到着した場合に、早まった時間も含めて算定していたとのことであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時間外に提供されるサービスを基本報酬として算定することは出来ないため、過誤調整を行うこと。 ・また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の措置を講ずること。 ・なお、利用者の同意が得られる場合は、過誤調整を行うことは差し支えない。
	<p>【入浴介助加算Ⅰ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴介助加算Ⅰを算定していたが、報酬改定に伴い今年度から算定要件となっている研修を行っていなかった。 ・聴取によると、入浴に関わる職員の勤務歴が長く、研修の必要性がないと管理者が判断していたとのことであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬改定に伴い、入浴介助に関する研修の実施が算定要件となっているため、入浴に関わる職員については、早急に入浴介助に関する研修等を行うこと。 ・なお、実施した研修等については、その記録を作成し、保管すること。
	<p>【個別機能訓練加算（Ⅰ）イ】</p> <p>①当該訓練にかかる目標について、加算の目的・趣旨としては不十分な内容であった。</p>	<p>①当該利用者の意欲の向上につながるよう、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。</p>

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導時の状況	指導内容
【報酬】	<p>②個別機能訓練の開始時及びその後3月ごとに1回以上行う居宅訪問について、訪問時に確認した居宅における生活状況を記録していない。</p> <p>なお、居宅における生活状況の確認は送迎時に随時実施しているとのことであり、送迎時の記録等により訪問したことは確認できた。</p>	<p>②開始時及びその後3月ごとに1回以上行う居宅訪問については、訪問日時、訪問者及び訪問時に確認した生活状況等の必要事項を記録すること。</p>
	<p>【科学的介護推進体制加算】</p> <p>・当該加算については、サービスの利用を終了する日の属する月について利用者ごとのADL値等の情報を厚生労働省に提出することとなっているが、データの提出を行っていない。</p> <p>なお、当該利用者について、施設への入所が決まったため利用を中止しており、サービス終了時における情報が収集されていることは確認できた。</p>	<p>・当該加算については、サービスの利用を終了する日の属する月の翌月10日までにLIFEへの情報の提出が必要となるため、早急にサービス利用を終了した利用者の利用終了時の情報を提出すること。</p>
	<p>【認知症加算】</p> <p>・日常生活に支障を来す恐れのある症状または行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合について、所定の割合以上である旨を様式等にて確認していない。</p> <p>なお、聞き取りによると、利用者にはほぼ変動がないため満たしていると判断しているとのことであった。</p>	<p>・当該加算については、算定要件に適合しているか確認した上で算定する必要があるため、確認を行った様式等については、加算算定の根拠として保管しておくこと。</p> <p>また、算定要件に定める算定方法により、所定の割合を算出し、算定結果について任意の様式で提出すること。</p>
	<p>【サービス提供体制強化加算】</p> <p>・加算算定における割合を十分満たしていたことは確認できたが、本加算の算定要件である所定の職員の割合が確認できる様式を作成していなかった。</p>	<p>・当該加算については、所定の職員の割合が確認できる様式等を用いて、算定要件に適合しているか確認した上で算定する必要があるため、確認を行った様式等については、加算算定の根拠として保管しておくこと。</p> <p>また、算定結果について任意の様式で提出すること。</p>

② 生活相談員の配置について

今年度実施した運営指導の際に、生活相談員の配置が適切に行われていない事例が多数見受けられました。

生活相談員の配置が適切に行われていない場合、人員基準違反に該当しますので、下記を参考に適切な人員配置をお願いいたします。

1. 生活相談員の基本的な配置基準

生活相談員については、単位の数に関わらず、次の計算式のとおり提供時間数に応じた配置が必要です。

(通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護共通)

【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

※提供時間数：当該事業所におけるサービス提供開始時間から終了時間まで（サービス提供がされていない時間を除く）。

上記の計算式に則り、**基本的にサービス提供時間を通じて1人以上専従の生活相談員が配置されている場合は適切な人員配置**がされていることとなります。

2. 人員基準違反の事例

今年度の運営指導時や人員の変更届提出時の勤務表の確認を通して見受けられた事例です。サービス提供時間数分、専従の生活相談員として勤務する職員を配置する必要がありますが、配置時間が足りていないため、人員基準違反に該当します。事業所の勤務実態等と照らし合わせ、同様の事例がある場合には早急な改善をお願いいたします。

〈事例1〉

生活相談員の配置はされているが、生活相談員としての勤務時間中に介護職員としても勤務している。

→人員配置上、生活相談員兼介護職員を担う者を配置することで、生活相談員及び介護職員の2職種の人員が充足すると誤った認識をしており、適正な人員配置が行われていなかったもの。

〈事例2〉

生活相談員について午前のみ配置があり、午後から配置されていない。

→生活相談員は、看護職員と同様1日中配置する必要がなく、提供時間のうち、一部配置すれば良いと誤った解釈をしており、適切な人員配置が行われていなかったもの。

3. 生活相談員の勤務延時間数に含めることが可能なものについて

生活相談員の勤務延時間数について、事例1のような他職種で従事した時間等については含めることができませんが、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、サービスを利用しない日でも利用者の地域生活を拠点として機能を展開できるように、以下の事例については、生活相談員の確保すべき勤務延時間数に含めることが可能です。

【生活相談員の確保すべき勤務延時間数に含めることが可能な例】

1. サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間
2. 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間
3. 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間

上記の3つは、あくまで例示であるため、この他にも利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間については、勤務延時間数に含めることが可能ですが、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があります、これらに支障が無い範囲で認められることとなります。

今回は、生活相談員の人員配置について記載していますが、他の職種（特に減算規定がある介護職員及び看護職員）についても適切な人員配置をお願いします。

③ 通所介護費等における所要時間の取扱いについて

今年度より、当日の利用者の心身の状況のみでなく、降雪等の急な気象状況の悪化等により、実績のサービス提供が計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合にも、計画上の単位数を算定することが可能となりました。

※令和5年度第2回下関市介護保険サービス事業者集団指導19頁に詳細を掲載しておりますのでご参照ください。

下記において、今年度実際にあった事例について掲載いたしますので、事業所等で計画上の単位数で算定するか否かの判断をする事案が発生した際に参考としてください。

なお、計画上の単位数での算定の可否については、明確な基準等がなく、各事例で個別に判断することになります。事業所での判断が難しい場合は担当者へご相談ください。

【利用者の心身の状況により所要時間が短縮した事例】

〈事例1〉

利用者が認知症による気分の不調や不穏により、送迎時に行き渋りや事業所へ通う事へ強い拒否感を示したため、時間をおいて再度送迎を行ったことによりサービス開始時刻が遅くなった場合

〈事例2〉

送迎予定時間に利用者宅へ行ったが、利用者の準備ができていなかったためサービス開始時刻が遅れた場合

〈事例3〉

サービス提供開始後、体調不良により、30分程度の利用で帰宅した場合

上記、事例1については、認知症等による心身の状況が原因となったものであるため、計画上の単位数で算定して差し支えありません。

一方で、事例2については、心身の状況によるものとは言い難いため実績上の単位数で算定を行ってください。事例3については、30分のサービス提供に対応する所要時間区分がないため、通所介護費等の算定自体が不可となります。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

【降雪等の急な気象状況の悪化等により所要時間が短くなった事例】

〈事例1〉

送迎予定時間に利用者宅へ向かったが、大雪等による交通渋滞により事業所への到着時間が遅れたためサービス開始時刻が遅れた場合

〈事例2〉

サービス開始時刻は通常通りであったが、午後からの大雪等で計画上のサービス終了時間までサービスを提供すると送迎時に事故等、利用者へ危険が生じる恐れがあるため、利用者の安全を確保するために、早めにサービス提供を終了し送迎した場合

上記、事例1及び事例2については、実績のサービス提供が天候によりやむを得ず計画上の所要時間よりも短くなった場合に該当し、計画上の単位数を算定して差し支えありません。

なお、実績のサービス提供が計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合に、計画上の単位数を算定する際は、以下の点に留意し、適切な取扱いをお願いいたします。

1. 実績のサービス提供時間が計画上のサービス提供時間より大幅に短縮した時間となった場合は、計画を変更の上、実績を基に算定してください。
なお、“大幅な短縮”の基準は示されていないので、各事業所でご判断ください。通常、通所介護計画に位置づけられているサービス内容を達成できる時間区分を設定されていると思いますので、判断の基準として、それらのサービス内容が実施できない程の短縮であれば、“大幅な短縮”であると考えます。
2. やむを得ず短くなった理由及び実際のサービス提供時間等について、後で見返して分かる形（業務日誌等）で記録を残してください。

(参考)

- ・介護保険最新情報V o 1 9 5 2 (問26)
- ・下関市HP「通所介護費等における所要時間の取扱いについて」
URL : <https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/43/106511.html>

④ サービス担当者会議開催時の留意事項について

サービス担当者会議は、居宅サービス計画が利用者にとって適切なものであることを確認し、また、利用者の目標を達成するために、本人、家族、各サービス事業者等のそれぞれの役割分担の確認等を行う場です。

居宅介護支援事業者等と密接な連携を図るためにも、事業所としてサービス担当者会議の必要性を理解し、居宅介護支援事業所から参加依頼があった際は、日程の調整がつかない場合を除き、参加いただくようお願いいたします。

1. 開催場所について

基本的に、利用者の居宅で行われることが多いですが、通所介護事業所で行うことも差し支えありません。その際は、他の利用者のサービス提供に支障がないよう、サービス提供時間中の機能訓練室及び食堂では実施されないようお願いいたします。

2. 開催時間について

開催時間については、当該利用者へのサービス提供時間中は認められません。通所介護^(注1)は、予め事業所が定めた計画に沿って提供されるものです。サービス提供時間中のサービス担当者会議開催は、その利用者に対するサービスの中断を意味し、その時点でサービスは終了となります。

ただし、サービス担当者会議を開催する日を予め定め、かつ利用者の同意を得られるのであれば、例えば10時から15時までのサービス提供時間を、会議が開催される日は10時から14時30分（または10時30分から15時）に変更したうえで、サービス提供開始前または終了後に開催することは可能と考えます。この場合、介護報酬については、通所介護はサービス担当者会議を除いた時間で請求することになります。

3. 参加方法

サービス担当者会議については、各サービスが共通の目標を達成するために専門的な見地からの意見を得るとともに、利用者の状況等に関する情報を当該担当間で共有することが重要であるため、**サービス担当者会議への参加を基本とし、やむを得ない場合のみ照会とするようにしてください。**

4. 留意事項

通所介護^(注1)事業所でサービス担当者会議を開催する際には、2で先述した当該利用者のサービス提供時間に留意するとともに、通所介護^(注1)事業所の人員配置や提供場所の確保にご留意ください。

なお、生活相談員については、サービス担当者会議への出席時間を確保すべき勤務延時間数に含めることが可能です。

サービス担当者会議は介護支援専門員が召集し、開催することになっています。事業者の皆様におかれましては、場所・日時の調整について、介護支援専門員と調整し、通所サービスの中断がないよう十分にご留意ください。

(注1) 地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを含む

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

⑤ 開催が必要な委員会及び研修等における留意事項について

令和3年度制度改正により、以下3点の取組が義務付けられました。

1. 業務継続計画について（計画の策定、委員会及び研修・訓練の実施）
2. 衛生管理について（指針の作成、委員会及び研修・訓練の実施）
3. 虐待の防止について（指針の作成、委員会及び研修の実施）

※詳細については、令和5年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）12～14頁をご参照ください。

	委員会	指針・計画	研修	訓練
業務継続計画 (BCP)		業務継続計画作成 (災害・感染症)	年1回以上及び新規採用時※3	年1回以上※4
感染対策	6月に1回以上※1.2及び感染症が流行する時期は必要に応じて	指針整備	年1回以上及び新規採用時	年1回以上
虐待防止	定期的※1.2 (指針等に定める頻度)	指針整備	年1回以上及び新規採用時	

※1 関係する職種、取り扱い事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営して差し支えない。

※2 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

※3 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症対策の研修と一体的に実施して差し支えない。

※4 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症対策の訓練と一体的に実施して差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施して差し支えない。

事業所におかれましては、令和3年度改正時から設けられていた猶予期間よりご対応いただいているかと思いますが、今年度の運営指導時において、指摘事項が多数あった部分であるため、下記に指摘が多かった委員会開催や研修等における留意事項について掲載します。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

1. 研修や訓練の記録を残すこと。(全般)

→研修及び訓練を同日で開催することは差し支えありませんが、研修と訓練はあくまで別のものであるため、研修と訓練をそれぞれ実施したことがわかるように個別での記録をお願いします。(1枚の議事録でまとめる場合には、研修該当部分及び訓練該当部分が分かるよう記録をお願いします。)

2. 感染症に係る業務継続計画については、感染症全般に対応する内容を記載すること。(業務継続計画)

→厚生労働省が例示している様式は新型コロナウイルス感染症に特化したものとなっていますが、既存の感染症または未知の感染症が流行した場合にも事業の運営が滞りなく行えるよう、感染症全般に対応できる内容としてください。

3. 委員会構成メンバーの役割や責務について、明確化すること。(虐待の防止、衛生管理)

→見落とされやすい事項になります。役割や責務について、指針や議事録などに記載する等、紙面で明確にするようお願いします。

また、この他にも計画や指針(以下、「計画等」とする。)の未策定や計画等の項目の不足、計画等の内容が事業所の実態に即していないなども散見されましたので、計画等についても見直しをお願いいたします。

なお、業務継続計画の策定及び虐待の防止(指針の作成、研修、委員会)については、減算規定が設置されているものですので、適切な対応をお願いいたします。

⑥ 入浴介助加算に係る研修について

令和6年度制度改正により、入浴介助加算に係る研修等を行うことが新たに算定要件となりました。

入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれを算定する場合においても、入浴介助に関わる職員について、入浴介助に関する研修等を実施する必要があります。

入浴介助の研修の内容については、介護保険最新情報 Vol. 1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」において、下記の内容が示されておりますので、参考としてください。

【研修内容の想定（※）】

- ・脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術
- ・転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等

※これらに限られるものではありません

当該研修等については、経験等のある職員についても受講の対象となります。算定要件となっていることから、未実施の場合、要件を満たしておらず返還となる可能性もありますので、入浴介助に携わる全職員へ遺漏なく実施されるようご対応ください。

なお、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、事業所におかれましては継続的に研修の機会を確保するよう努めていただきますようお願いいたします。

また、研修を実施した際には、加算の算定の根拠ともなることから、入浴介助に関わる全職員が確実に実施したことが分かるよう、研修の記録（実施日、参加者、実施内容等）を残してください。

(参考) 介護保険最新情報 Vol. 1225 (問2)

⑦ 建築指導課よりお知らせ

キクちゃん と カイトウ君 の お悩み相談室

介護保険のテイサービスを始めたいけど、
どうしたらいいの？

キクちゃん

親戚のおじさんが、自宅を改修してテイサービスを始めるって言うけど、どうしたらいいの？
おじさん、なんにも分かってなさそうでサ～。



カイトウ君

いい質問だね。テイサービスを始めるには、事前の相談が必要なんだ。
まず、最初の相談窓口は、**介護保険課**だよ。
始める日の2か月前くらいまでには申請が必要なんだ。
次の相談は、**建築指導課**かな。
そもそも、その場所でテイサービスをしていいのか、確認しないとイケないよ。
場所によっては、テイサービスをしてはいけないところもあるんだ。

キクちゃん

え～、そうなの！？ 親戚のおじさんの家は大丈夫かなあ。他には、どんなことがある～？

カイトウ君

新しい浄化槽が必要になるかもしれないよ。
家庭用の浄化槽とテイサービスの浄化槽って、大きさがちょっと違うんだよ。
浄化槽をそのままにして、汚いままの水を流してしまったら、大変なことになってしまうよ。

キクちゃん

そりゃそうだね。汚い水を垂れ流しにしたらダメってことだね。
そういえば、親戚のおじさんの家の周りは、田んぼばかりだったなあ。他には？

カイトウ君

市役所の**建築指導課**に建物の申請をしないとイケないかもよ。
そもそも、住宅とテイサービスでは、建物の基準が違うんだよ。
排煙用の窓とか、燃えにくい内装材にするとか、いろいろあるんだ。

キクちゃん

なんだか、いろいろあって大変そうだなあ。おじさんになんて言ったらいいんだろう？

カイトウ君

とりあえず、市役所の**介護保険課**か**建築指導課**に聞いてみたらいいよ。
介護保険課が**083-231-1371**で、建築指導課が**083-231-1380**だよ。

キクちゃん

わかった。ありがとう。さっそくおじさんに電話するように言っとくよ。

カイトウ君

建物に必要な消防用設備等は、管轄の消防署に、相談してみてね。
高齢者にやさしいテイサービスができたらいいいね。



下関市 都市整備部 建築指導課

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

前頁の案内については、共通編71頁でも掲載していますが、通所介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護が対象となりますので、個別編でも掲載しております。

自宅等を改修して新規に事業所を開設する場合は、介護保険課のみでなく、建築指導課への事前相談もお願いいたします。